

新専門医制度下の整形外科領域カリキュラム制(単位制)による研修制度

I. はじめに

1. 整形外科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とする。
2. 整形外科領域の専門研修における「カリキュラム制(単位制)」は、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合に対する「プログラム制」を補完する制度である。

II. カリキュラム制(単位制)による研修制度

1. 方針

- 1) 整形外科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とし、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。
- 2) 期間の延長により「プログラム制」で研修を完遂できる場合には、原則として、「プログラム制」で研修を完遂することを推奨する。(プログラム制でも6ヶ月までの研修中断期間が認められており、また学会に申請することによりプログラム間での異動も可能なことから、可能な限りプログラム制での研修が望ましい)
- 3) 整形外科専門研修「プログラム制」を辞退(中断)した専攻医が専門研修を再開する場合には、原則として、「プログラム制」で研修を再開し完遂することを推奨する。

2. カリキュラム制(単位制)による研修制度の対象となる医師

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者(地域枠医師等)
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職を選択する者
- 3) 海外・国内留学する者
- 4) 他科基本領域の専門研修を修了してから整形外科領域の専門研修を開始・再開する者
- 5) その他、学会と機構が認めた合理的な理由のある場合(パワハラ等を受けた等)

※ II. 2. 1) 2) 3) の者は、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することを原則とするが、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することができない場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。

III. カリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件

1. 整形外科領域のカリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていることである。
 - 1) 申請時において公益社団法人日本整形外科学会(以下、学会)の正会員である期間が継続して4年以上であること
 - 2) 学会の定めた研修期間を満たしていること

- ①大学病院での6カ月以上の研修を含むこと
- ②地域医療の研修を3カ月以上含むこと
- 3) 学会の定めた診療実績および臨床以外の活動実績を満たしていること
- 4) 学会が実施する専門医試験に合格すること

IV. カリキュラム制(単位制)における研修

1. カリキュラム制(単位制)における研修施設

1) 「カリキュラム制(単位制)」における研修施設は、プログラム制における整形外科領域の専門研修基幹施設(以下、基幹施設)および専門研修連携施設(以下、連携施設)ならびに学会が認定する研修施設(以下、認定研修施設)とする。

2. 研修期間として認める条件

- 1) 基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設における研修を研修期間として認める。
- 2) 初期臨床研修期間と他科専門研修プログラムの研修期間は研修期間として認めない。

3. 研修期間の算出

- 1) 基本単位:「フルタイム」で「1か月間」の研修を1単位とする。
- 2) 「フルタイム」の定義:週31時間以上の勤務時間を正規職員として所属している基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設での業務に従事すること。
- 3) 「1か月間」の定義:暦日(その月の1日から末日)をもって「1か月間」とする。
- 4) 非「フルタイム」勤務における研修期間の算出

	基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設で正規職員として勤務している時間	「1か月」の研修単位
フルタイム	週31時間以上	1単位
非フルタイム	週26時間以上31時間未満	0.8
	週21時間以上26時間未満	0.6
	週16時間以上21時間未満	0.4
	週8時間以上16時間未満	0.2
	週8時間未満	単位認定なし

- 5) 正規職員として所属している基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設での日直・宿直勤務は研修期間として算出しないが、診療実績としては認められる。
- 6) 産休・育休、病欠、留学などの期間は研修期間として算出しない。

4. 必要とされる研修期間

- 1) 基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設における48単位以上の研修を必要とする。

2) 基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設としての扱いは受験申請時点ではなく、専攻医が研修していた期間でのものを適応する。

V. カリキュラム制(単位制)における必要診療実績および臨床以外の活動実績

1. 診療実績として認める条件

1) 以下の期間の経験のみを、診療実績として認める。

① 正規職員として勤務している基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設で、研修期間として算出された期間内に経験した症例が対象となる。

② JOANR に登録された症例のみを、診療実績として認める。

2) 他科専門プログラム研修期間の経験は、診療実績として認めない。

2. 必要とされる経験症例

1) 必要とされる経験症例は、「プログラム制」と同一とする。(手術症例のみ 160 例(術者 80+助手 80))

3. 必要とされる臨床以外の活動実績

1) 必要とされる臨床以外の活動実績は、「プログラム制」と同一とする。(論文または学会発表 1)

VI. カリキュラム制(単位制)による研修開始の流れ

1. カリキュラム制(単位制)による研修の新規登録

1) カリキュラム制(単位制)による研修の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「整形外科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「整形外科専門医新規登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を記載しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設であること。

2) カリキュラム制(単位制)による研修の許可

① 学会および日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2) に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

3) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)による研修の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、新規登録する。

2. 整形外科専門研修「プログラム制」から整形外科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 整形外科専門研修を「プログラム制」で研修を開始するも、研修期間途中において、期間の延長による「プログラム制」で研修ができない合理的な理由が発生し「カリキュラム制(単位制)」での研修に移

行を希望する研修者は、整形外科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行登録の申請を行う。

2) 整形外科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「整形外科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「整形外科専門医制度移行登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記 の項目を登録しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を完遂することができない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設であること。

3) カリキュラム制(単位制)による研修の移行の許可

① 学会および専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、II. 2)に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

② 移行登録申請者が、学会の審査で認定されなかった場合は、専門医機構に申し立てることができる。

(1) 再度、専門医機構で移行の可否について、日本専門医機構カリキュラム委員会(仮)において、審査される。

4) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)による研修への移行の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、移行登録する。

5) 「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行の時期

① 年度(4月1日)をもって移行の時期とする。

6) 「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっての研修期間、診療実績の取り扱い

① 「プログラム制」時の研修期間は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても研修期間として認める。

② 「プログラム制」時の診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても診療実績として認める。

3. 整形外科以外の専門研修「プログラム制」から整形外科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 整形外科以外の専門研修「プログラム制」から整形外科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行は認めない。

① 整形外科以外の専門研修「プログラム制」の辞退者は、あらためて、整形外科専門研修「プログラム制」で研修を開始するか、もしくはIIに従い整形外科専門研修「カリキュラム制(単位制)」にて、専門研修を開始する。

《別添》 「整形外科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」および 「整形外科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」

整形外科専門医新規登録

カリキュラム制（単位制）による研修開始の理由書

公益社団法人日本整形外科学会 気付 日本専門医機構 御中

整形外科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）で整形外科専門医の研修を開始したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

3) 海外・国内留学

4) 他科基本領域の専門医を取得

5) その他上記に該当しない場合

●理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（ 科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

主たる研修施設

上記の者が整形外科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 _____

プログラム責任者（署名） _____ (印)

プログラム責任者の整形外科専門医番号 _____

整形外科専門医新制度移行登録

整形外科カリキュラム制（単位制）での研修開始の理由書

公益社団法人日本整形外科学会気付 日本専門医機構 御中

整形外科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）で整形外科専門医の研修を移行したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

3) 海外・国内留学

4) 他科基本領域の専門医を取得

5) その他（パワハラ等を受けた等）

●理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（ 科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

主たる研修施設

上記の者が整形外科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 _____

プログラム責任者（署名） _____ ㊟

プログラム責任者の整形外科専門医番号 _____